その他の変更をしようとする場合	承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機	二	三
	その他の航空機	出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数	四
四　法第十三条の二第一項又は第三項の承認	承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機	一	四
	その他の航空機	二	四
五　法第十七条第一項の修理改造検査	（略）		
六　法第十七条の二第一項又は第三項の承認		二	四
七　法第十八条第一項の予備品証明	（略）		
八　（略）	（略）		
九・十　（略）	（略）		

別表第二（第五条関係）

（表　略）

三　法第十六条第一項の修理改造検査	（略）		
（新設）			
四　法第十七条第一項の予備品証明	（略）		
五　（略）	（略）		
六・七　（略）	（略）		

別表第二（第六条関係）

（表　略）

附　則

この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十八日）から施行する。